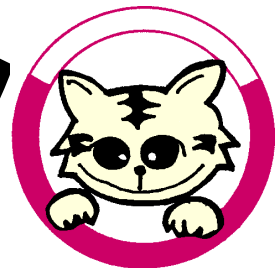


# ねこの手だより



2013

1月号

No. 129

新春を迎え、皆様方におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。昨年は、一年を通して大変な御面倒等をお掛けしましたが、皆様の御協力により無事支援を進めることができました。今年も、変わらぬ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

## お願い

- ① 今年も「所得税確定申告及び市・県民税の申告」の時期が近付いてきました。平成24年分の所得税の確定申告書の提出及び納付の期間は平成25年2月18日（月）から同年3月15日（金）まで（ただし、所得税の還付申告は平成25年1月4日から可能です）、市・県民税の申告期限は平成25年3月15日（金）までです。

平成24年1月～12月に皆様にお支払いした給与の「源泉徴収票」を発行してありますので、申告の際には「給与所得」として申告して下さい。

なお、月々の給与支払の際に、源泉所得税を徴収された方につきましては、確定申告により、それまでに納めた源泉所得税が還付される場合があります。

- ② 先月号で「平成24年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を同封しました。今月、作業報酬の支払いを受ける方は、至急提出をお願いします。なお、それ以外の方は、これから支援に入る時に御持参ください。（他の会社等にこの申告書を提出している方は提出ができません。）

「ねこの手だより」は、下記の農業公社ホームページでも御覧いただけますので、どうぞ御利用ください。

農業公社への御意見・御質問等ありましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

事務局	一般社団法人	0263-52-0280（1264）FAX0263-52-0340
	塩尻市農業公社	E-mail info@shiojiri-agri.jp
	ねこの手クラブ	http://www.shiojiri-agri.jp 0263-52-0280（1275）